

令和4年9月8日  
第2回伊勢市バリアフリー  
基本構想策定協議会

資料

# 伊勢市バリアフリー基本構想 【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】 (案)

令和5年 月



伊勢市



# 目次

---

## 第1章 バリアフリー基本構想とは

1. 背景と目的
2. 位置づけ
3. 基本理念と基本方針
4. バリアフリー法における基本構想について
5. 目標年次

## 第2章 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定
2. 重点整備地区の課題
3. 生活関連施設、生活関連経路および重点整備地区の区域の設定

## 第3章 特定事業等

1. 整備目標時期
2. 特定事業
3. その他の事業

## 第4章 バリアフリー化の推進に向けて

## 参考資料

特定事業（鉄道、バス、公安）含め  
次回第3回協議会（10月27日開催）  
にて協議予定



# 第1章 バリアフリー基本構想とは

## 1. 背景と目的

---

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

このような社会的背景の下、高齢者・障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年（2006年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

平成30年（2018年）5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。

伊勢市（以下「本市」という。）においても少子高齢化が進行する中、障がい者人口も増加の傾向にあります。また、全国でも有数の観光地であり、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。このため本市は、令和3年（2021年）2月に、これらの社会背景や新たな制度の創設、これまでの本市における取り組みを受けて、市内の特にバリアフリー化が必要である地区において、計画的な整備を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的とした、「伊勢市バリアフリーマスタープラン（伊勢市移動等円滑化促進方針）」を策定しました。

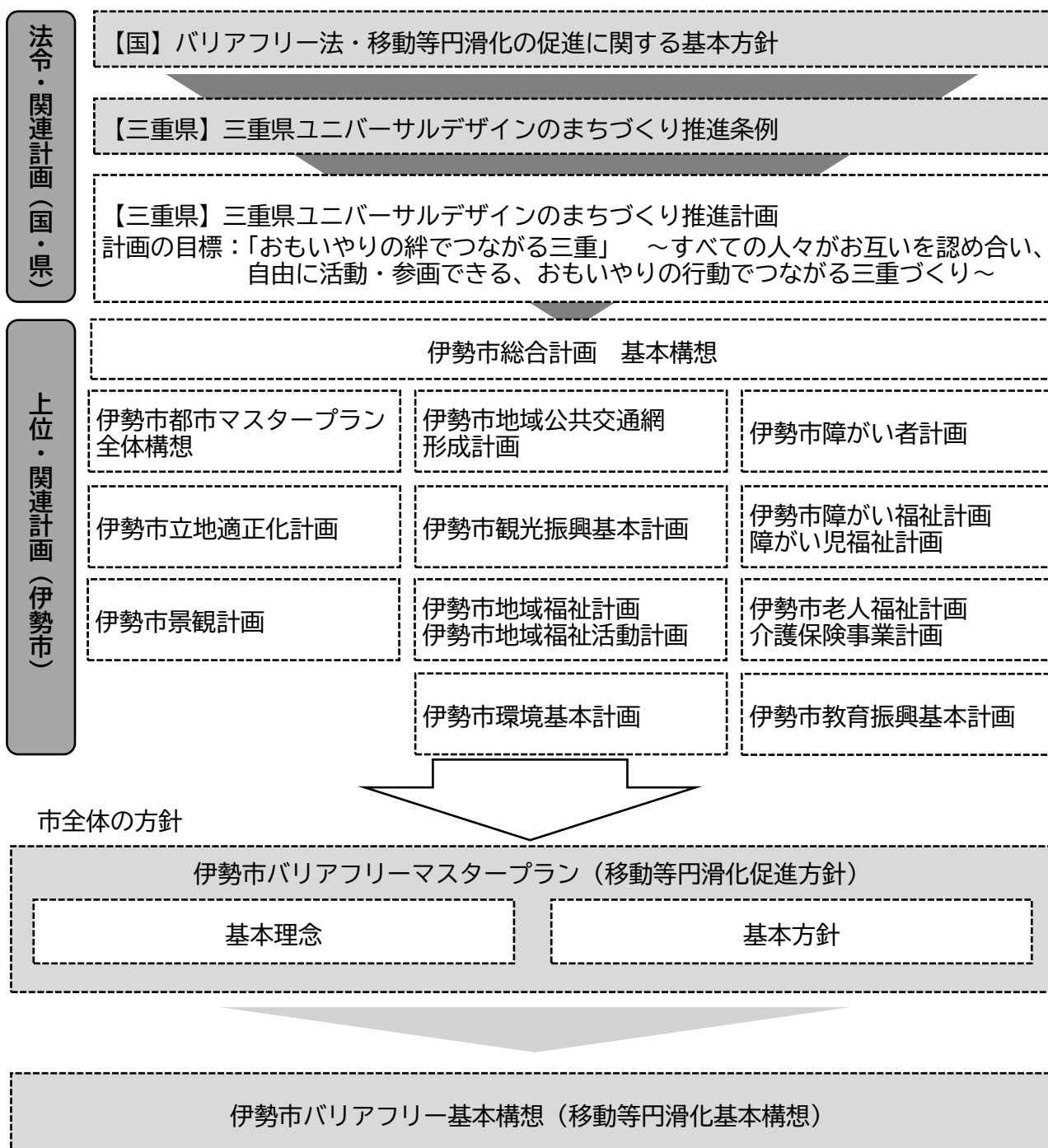
また、バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。

この度、伊勢市バリアフリーマスタープランにおいて移動等円滑化促進地区に指定している「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、具体的な事業計画を作成し、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることを目的に、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】」（以下「本基本構想」という。）を策定します。

## 2. 位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法第 25 条に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。本市の上位計画である伊勢市総合計画や、関連計画である伊勢市都市マスタープラン、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光振興基本計画などの他、三重県の条例や関連計画との整合を図ります。

また、伊勢市バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。



### 3. 基本理念と基本方針

「伊勢市バリアフリーマスタープラン」の基本理念と基本方針を踏襲し、市全体として一つの理念のもと、地域特性に合わせたバリアフリー化を推進していきます。

基本理念	市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針1	<p>■快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備</p> <p>誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。</p>
基本方針2	<p>■利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進</p> <p>バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。</p>
基本方針3	<p>■共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成</p> <p>市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。</p>

## 4. バリアフリー法における基本構想について

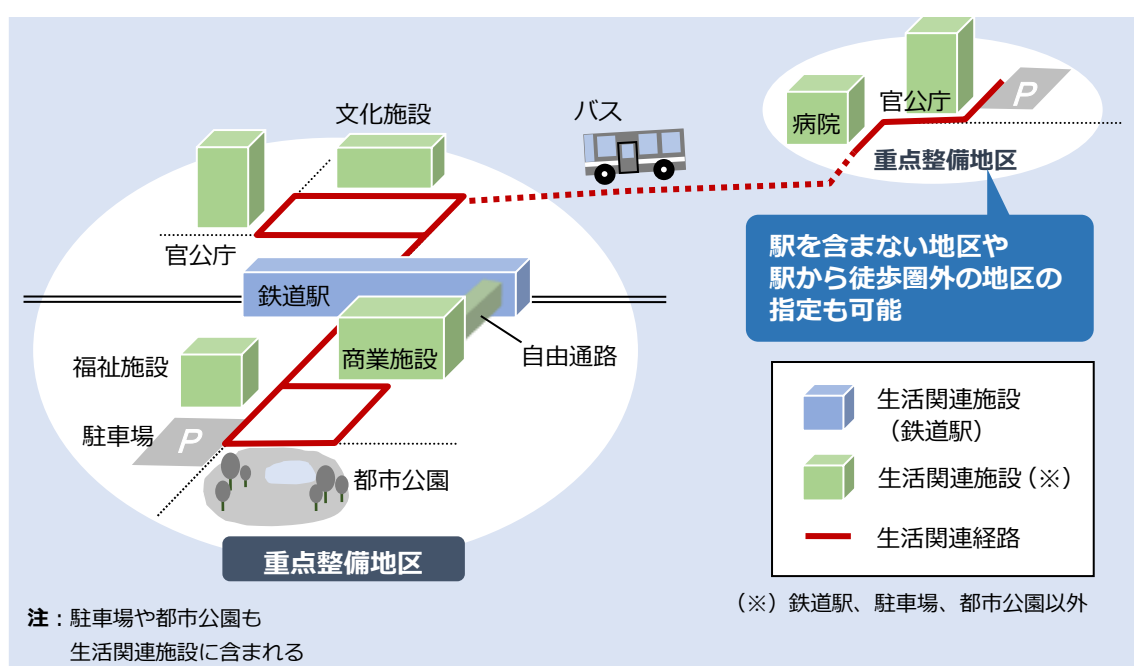
### (1) 基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリーマスタープランにて定めた移動等円滑化促進地区の中で設定した重点整備地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法においては、新施設等については移動円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることが期待されます。

#### 【基本構想において定める主な事項】

- 重点整備地区  
移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区
- 生活関連施設  
鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
- 生活関連経路  
生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）
- 特定事業その他移動円滑化のための事業  
生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの



重点整備地区のイメージ



## (2) 特定事業の内容

バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

種類	内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定旅客施設（※1）におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更</li> <li>● 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）</li> </ul>
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置</li> <li>● バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）</li> </ul>
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備</li> </ul>
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備</li> </ul>
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別特定建築物（※2）におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備</li> <li>● 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備</li> </ul>
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）</li> <li>● バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）</li> </ul>
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）</li> <li>● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）</li> </ul>

(※1) 特定旅客施設とは

旅客施設のうち、利用者が相当数であること、または相当数であると見込まれるもので、次の要件に該当するものを言います。

- 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上
- 旅客施設を利用する高齢者または障がい者の人数が、一定数以上いること  
(計算式が国土交通省令・内閣府令・総務省令により定められている。)
- 当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

(※2) 特別特定建築物とは

不特定かつ多数のものが利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして、以下のものが政令により定められています。

- 特別支援学校
- 病院または診療所
- 劇場、観覧場、映画館または演芸場
- 集会所または公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテルまたは旅館
- 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)もしくはボーリング場または遊技場
- 博物館、美術館または図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
- 自動車の停留または駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 公衆便所
- 公共用歩廊

## 5. 目標年次

---

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第 25 条の 2 により、おおむね 5 年ごとに重点整備地区における特定事業その他の事業の実施状況についての調査、分析および評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

伊勢市バリアフリーマスタープランにおいては、令和 17 年度（2035 年度）を目標年次とし、おおむね 5 年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

これらを踏まえ、本基本構想においては、令和 9 年度を目標年次とし、おおむね 5 年ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 重点整備地区

### 1. 重点整備地区の選定

#### (1) 重点整備地区とは

重点整備地区とは、バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



移動等円滑化促進地区と重点整備地区のイメージ

#### (2) 重点整備地区の選定

伊勢市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】策定時の重点整備地区の考え方を踏まえ、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」の3地区を移動等円滑化促進地区に決めました。

本基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」について、重点整備地区を位置づけ、効率的・効果的なバリアフリー化を進めていきます。

## 2. 重点整備地区の課題

### (1) まち歩き（現地確認）の概要

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、まち歩き（現地確認）を実施しました。

ルート以外の箇所については、三重県及び伊勢市の担当者が事前に確認を行いました。

#### ■まち歩き（現地確認）の概要

日時	令和4年8月5日 午前9時30分～午前12時	
参加者	参加者合計	27名
	●伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会委員	15名
	●上記委員の随行	2名
	●市職員（車いす利用者）	1名
	●伊勢市（都市計画課、観光振興課）	9名



道路の舗装状況の確認



歩道の幅員の確認



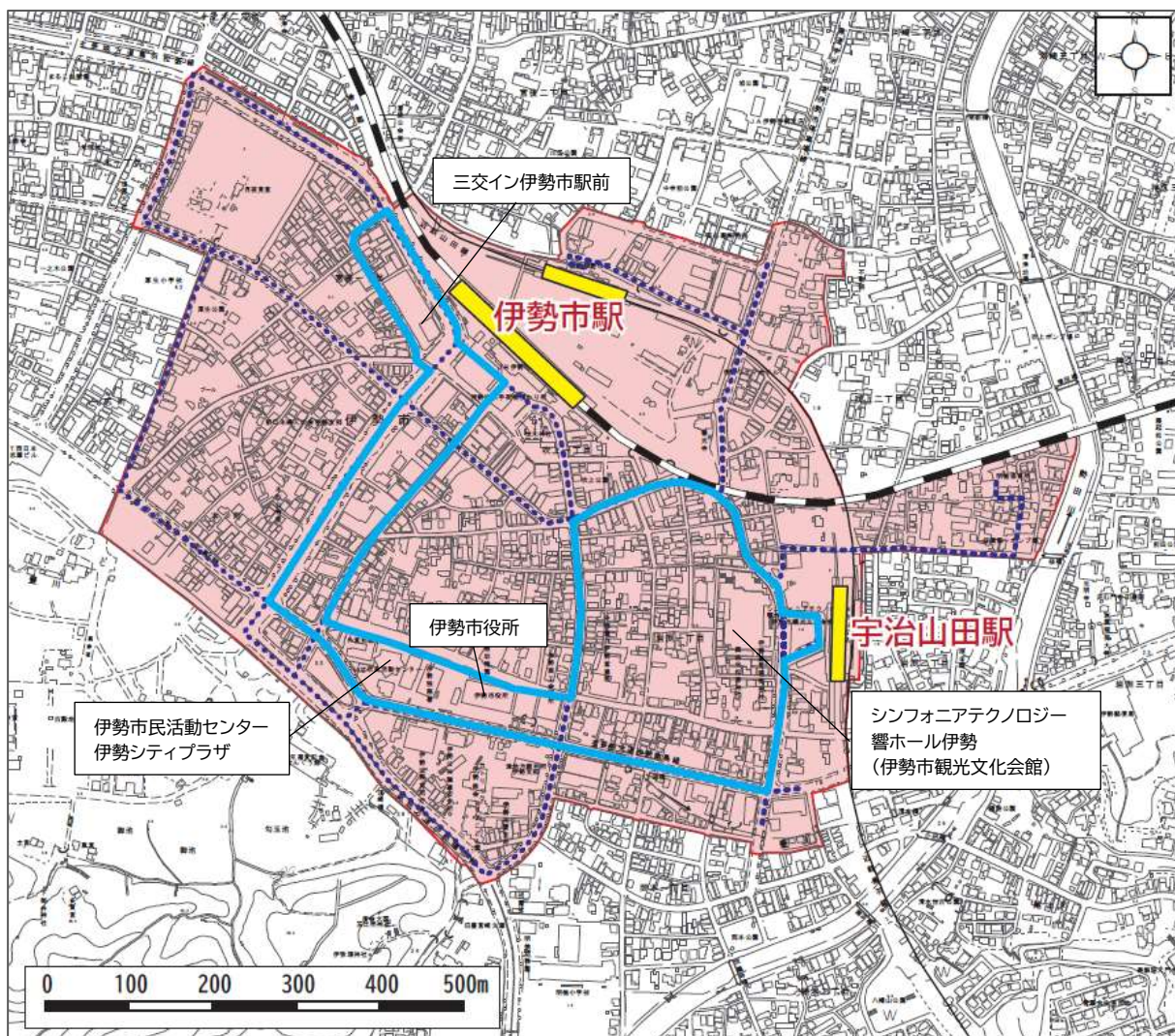
券売機の確認



路線案内図等の確認



## ■ 現地確認ルート



## (2) 地区の課題

現地調査の結果から抽出した地区の課題について、移動円滑化基準等を満たしていない事項と、それ以外に気付いた点（委員からの意見・提案など）とに分けて整理します。

「移動円滑化基準等を満たしていない事項」については、バリアフリー法およびUD条例に基づく整備基準に基づき、整理します。

### ①道路（県道）

#### 【課題】

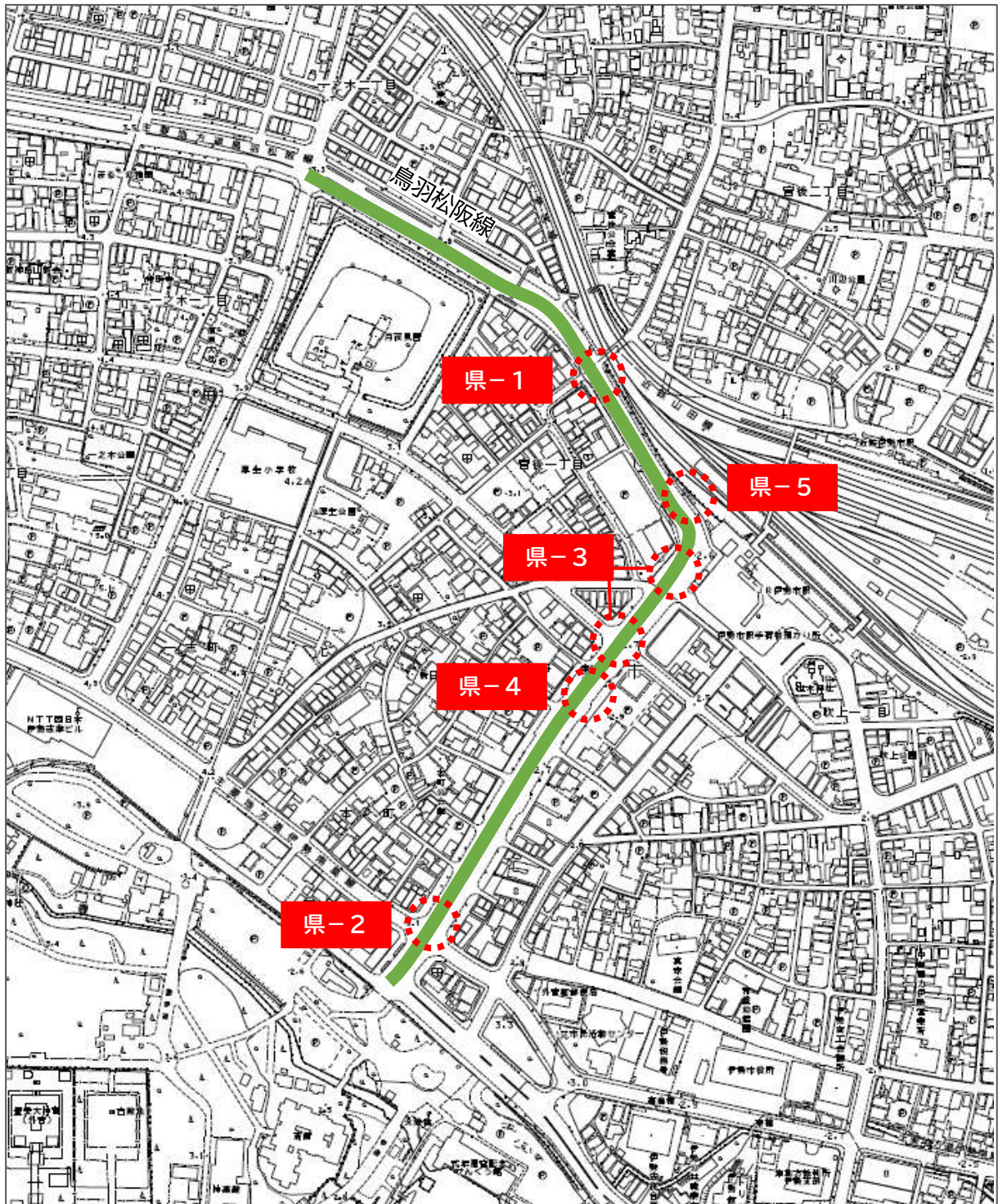
路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
鳥羽松阪線	全区間	歩道（舗装）	—	凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	全区間	歩道（段差）	—	道路接続部の歩道の始点・終点に段差がない。
	県－1	歩道（段差）	—	段差・勾配があるため歩道への乗り上げが困難。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	JIS T9251 に適合していないものがある。	舗装と同色で分かりづらい。種類の異なるブロックが混在している。歩道間でブロックが途切れる。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。
	県－2	横断歩道	—	エスコートゾーンが劣化している。
	県－3	信号機	—	長い横断歩道だが青信号延長ボタンがなく、歩行困難者は渡り切れない。
	県－4	その他	—	車の出入りが多く危険。 「歩行者注意」の看板など注意喚起が必要。
	県－5	その他	—	駐輪場があるため自転車の通行量が多い。

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢南島線	全区間	歩道（舗装）	—	凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	全区間	歩道（幅員）	—	横2列に人が歩いていると車いすは通れない。
	県-6	歩道（幅員）	—	歩道橋の脚の部分の幅員が狭い（約95cm）。
	全区間	歩道（段差）	—	歩道と側溝の間に段差がある。
	県-7	歩道（段差）	—	横断歩道前の段差が大きい。
	県-8、 県-9	歩道（段差）	—	道路接続部の歩道の始点・終点に段差がない。
	県-10、 県-11	歩道（勾配）	—	縦断勾配（県-10）、横断勾配（県-11）がきつい。
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	誘導ブロックと警告ブロックの設置方法が場所により異なる。
	県-12	視覚障がい者 誘導用ブロック	設置されていない。	
	県-13	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	ブロックの横に植え込みがある。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。 側溝のふたが欠けている部分がある。
	全区間	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	県-9	案内看板等	—	歩道の動線上に道路標識があり、通行の妨げとなる。
	全区間	その他	—	駐車場への出入り口が多い。 車が横切ることが多い。 横から出てくる道が多い。 防護柵が必要と思う箇所がある。 路上駐車がある。 歩道と車道の間に溝があり、水・砂・ゴミなどが溜まる。



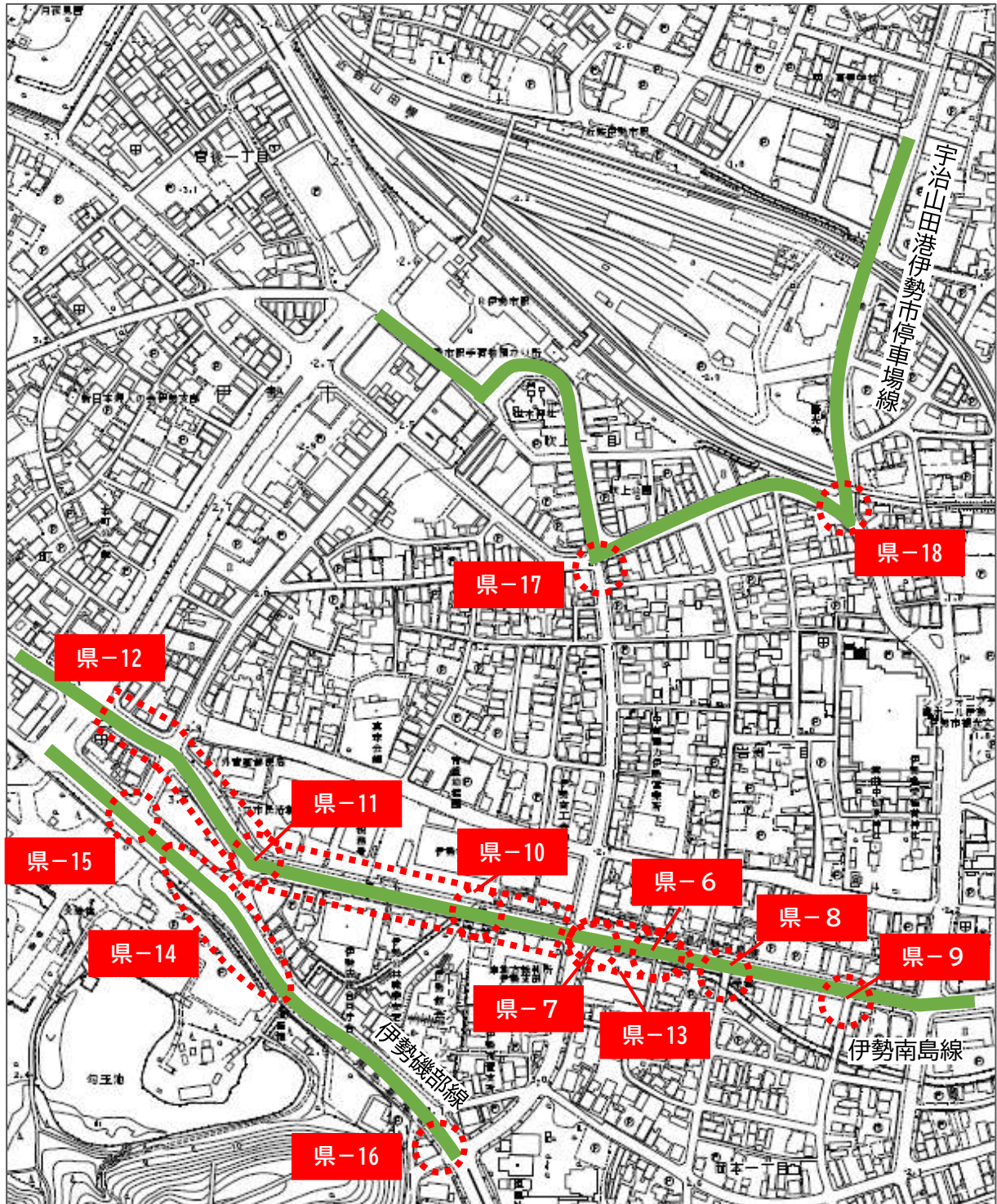
路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢磯部線	県-14	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	
	県-15	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	県-16	横断歩道	—	歩行者防護用ボラードが視覚障がい者ブロックに食い込んで設置されている。
宇治山田港伊勢市停車場線	県-17	歩道（段差）	—	横断歩道前の段差が大きい。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道のない道路の一部区間に設置されている。
	全区間	排水施設	—	グレーチングの目が粗い。
	県-18	その他	—	歩行者・軽車両の横断・通行が困難。

■ 県道に関する課題 位置図①（鳥羽松阪線）





■ 県道に関する課題 位置図②（伊勢南島線、伊勢磯部線、宇治山田港伊勢市停車場線）





【現地の状況（抜粋）】



歩道（鳥羽松阪線）  
視覚障がい者誘導用ブロックの色が舗装と  
同色で分かりづらい。



歩道（鳥羽松阪線：県-2）  
種類の異なる視覚障がい者誘導用ブロック  
が混在している。



歩道（伊勢南島線）  
凸凹、ブロックの隙間、ひび割れなどが生  
じている。



歩道（伊勢南島線）  
グレーチングの目が粗い。



歩道（伊勢南島線：県-6）  
歩道橋の脚の部分の幅員が狭い。



歩道（伊勢磯部線：県-16）  
歩行者防護用ボラードが視覚障がい者誘導  
用ブロックに食い込んで設置されている。

②道路（市道）

【課題】

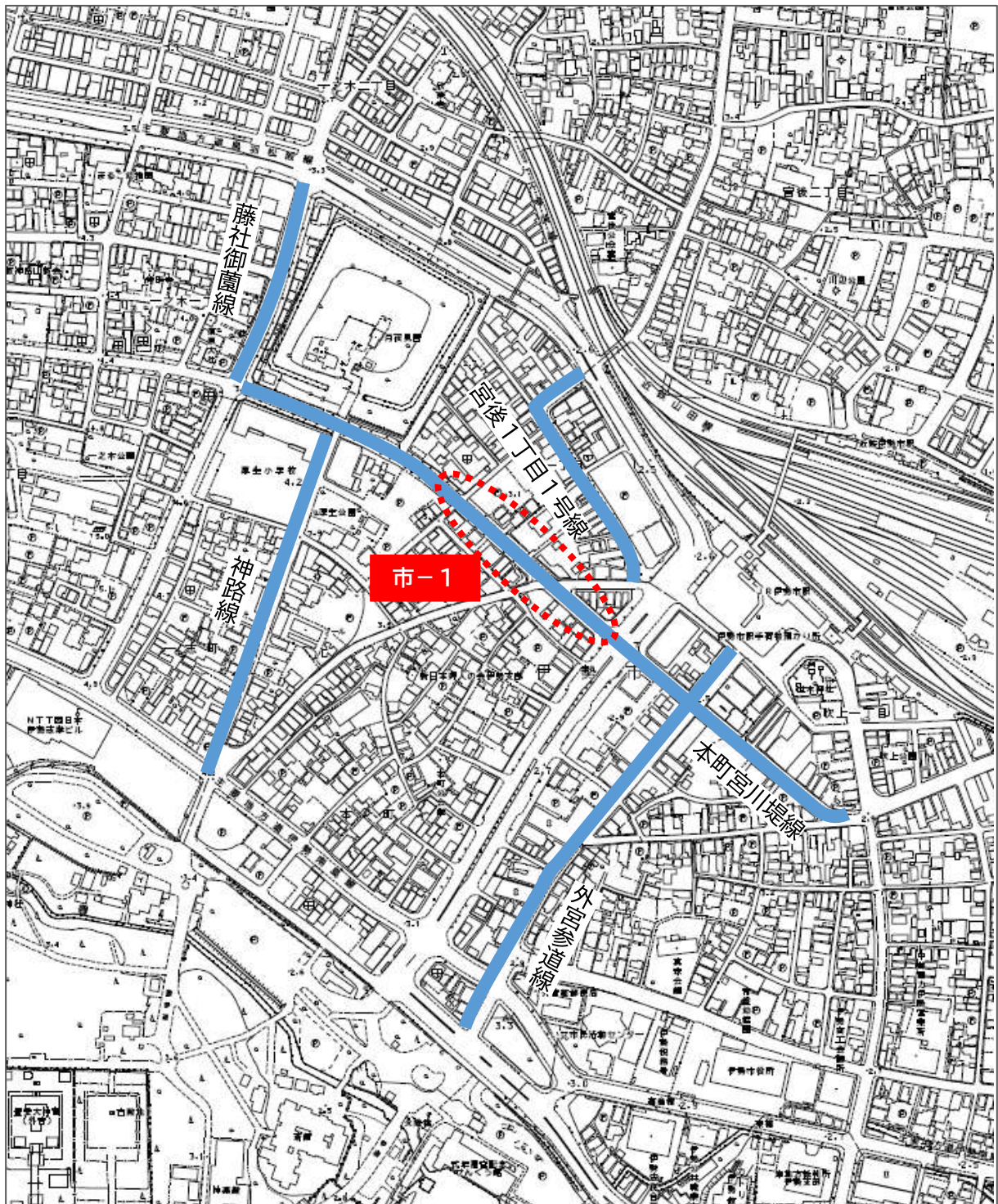
路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
外宮参道線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	路上駐車が多い。
宮後1丁目1号線	全区間	舗装	—	雨でもすべりにくい素材 →白杖もすべりづらく、使いづらい。
	全区間	段差	—	歩行空間と車道部分の間に段差を設けると視覚障がい者も安全になる。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	歩行空間に電柱がある。 路上駐車が多い。 車通りが意外と多い。
本町宮川堤線	市-1	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	
藤社御蘭線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	側溝の真横に設置されており、側溝上に置かれたものにぶつかる危険性がある。
神路線	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
世木社文庫線	全区間	歩道（舗装）	—	少し凸凹が生じている。
	市-2	視覚障がい者誘導用ブロック	設置されていない。	
	市-3	信号機	—	歩行者用信号機がない。

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
岡本吹上線	市-4、 市-5	歩道（段差）	—	歩道と車道の段差が大きい。
	市-5	歩道（勾配）	—	乗入れ口の勾配がきつい。
	市-6	歩道（勾配）	—	横断勾配がきつい。
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	ブロックの劣化、色あせがある。
	全区間	排水施設	—	側溝の蓋の手掛けに杖がはまる。
	全区間	横断歩道	—	エスコートゾーンが設置されていない。
	市-7	横断歩道	—	砂が溜まっており危険。
	市-8	信号機	—	青信号延長ボタンがない。
	全区間	案内看板等	—	バス乗り場に音声案内もあるとよい。
	全区間	その他	—	緊急ボタンをいつ押して良いか分からない。学校等で指導はされているのか。
岩淵吹上4号線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
吹上2丁目6号線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。
	全区間	その他	—	幅員が狭く、バリアフリー化が困難。
北口線	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	—	歩道がなく、設置されていない。



■市道に関する課題 位置図①

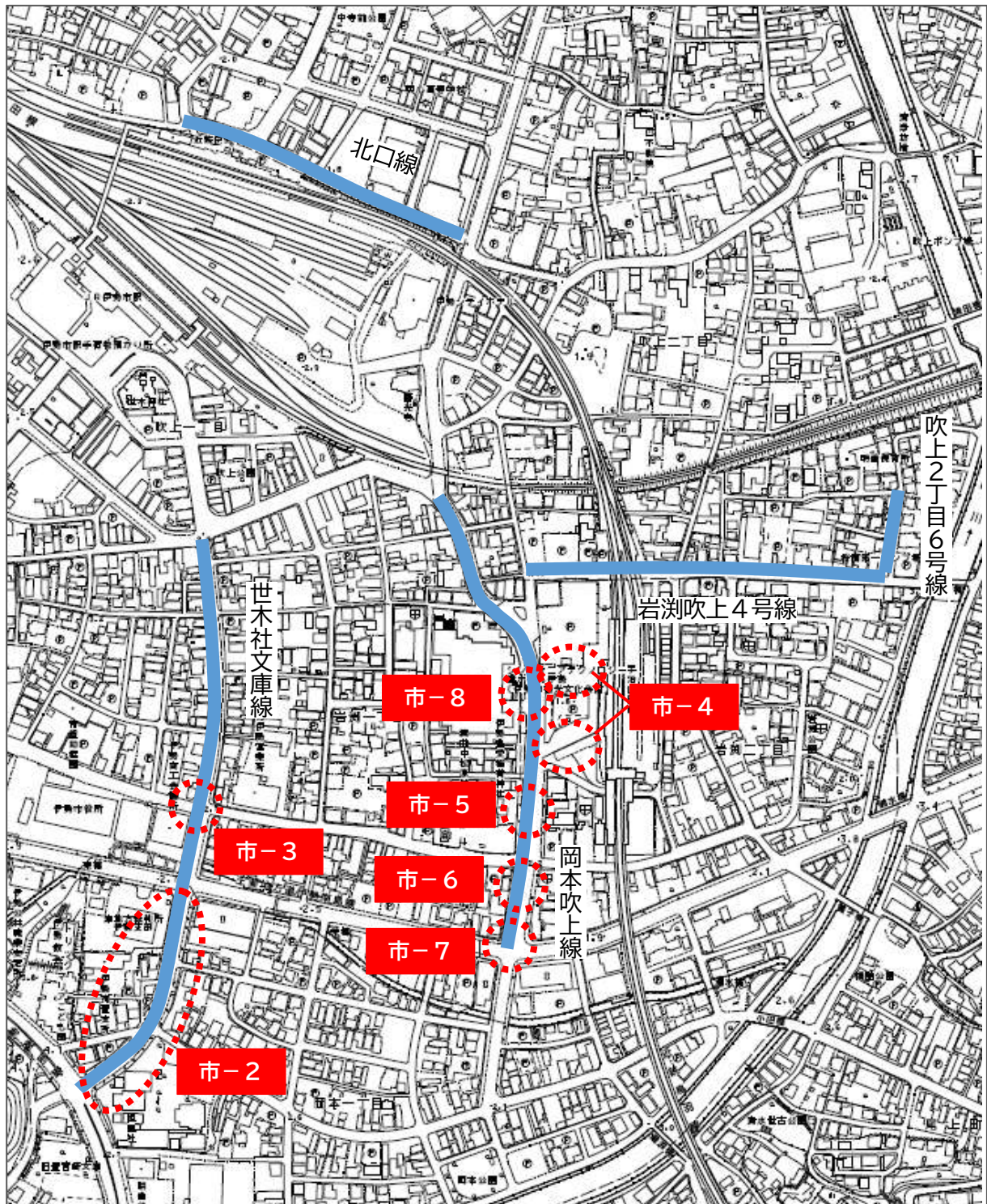
(外宮参道線、宮後1丁目1号線、本町宮川堤線、藤社御園線、神路線)





■市道に関する課題 位置図②

(世木社文庫線、岡本吹上線、岩渕吹上4号線、吹上2丁目6号線、北口線)





【現地の状況（抜粋）】



道路（外宮参道線）  
歩道がなく、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。



道路（外宮参道線）  
路上駐車が多い。



歩道（本町宮川堤線：市-1）  
視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。



歩道（岡本吹上線：市-5）  
歩道と車道の段差が大きい。

③ J R 伊勢市駅

【課題】

項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
連絡通路 (近鉄と共通)	—	近鉄側に向かって上り坂となっており、傾斜がきつい。
ホーム	—	傾斜がある。 ※車いすの方は駅員が補助する
券売機	—	車いす利用者には設置位置が高い。 ※券売機横に呼び出しボタンがあり、駅員を呼べる

【現地の状況（抜粋）】



ホーム  
傾斜がある。



券売機  
車いす利用者には設置位置が高い。

④近鉄 伊勢市駅

【課題】

項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
連絡通路 (JRと共通)	—	近鉄側に向かって上りの傾斜がきつい。
エレベーター	—	観光客が多いため、キャリーバックを持った方などが並ぶことがある。
ホーム	—	線路に向かって下りの傾斜がある。 ※車いすの方は駅員が補助する ※エレベーター内に注意喚起あり
券売機	—	蹴込みの奥行が狭く、身体を斜めにしないといけない。 車いす利用者には設置位置が高い。 ※券売機横にカメラ付きインターホンがあり、駅員が対応してくれる ※北口は駅員が近くにいる
スロープ	—	北口の改札側のスロープの勾配がきつい。 駐輪場側のスロープの手すりに点字がない。

【現地の状況（抜粋）】



券売機  
蹴込みの奥行が狭く、身体を斜めにしないといけない。

スロープ（改札側）  
勾配がきつい。

⑤近鉄 宇治山田駅

【課題】

項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
入口・扉	—	自動ドアはあるが気付きにくい。 売店側にも自動ドアがあるとよい。 避難通路への案内用視覚障がい者誘導用ブロックがない。
エレベーター	—	音声案内、浮き出し文字なし。 低いほうのボタンに点字がない。
ホーム	—	階段部分の壁と柱の隙間が狭く、車いすは通れない。線路側は通れるが、(特に人がいると)危険。 乗降場所(車両ドアの位置)がわからない。
トイレ	—	男女で開閉ボタンが異なる。(ボタン2つ(開/閉)と1つ(開閉)) 出るときにトイレ内の閉ボタンを押すと鍵がかかってしまう。
券売機	—	車いす利用者には設置位置が高い。 対人の切符売り場に蹴込みがない。
路線案内図・料金表・時刻表	—	見上げるのが大変。 平日でも休日用も電気が点いているため、見間違う。

【現地の状況(抜粋)】

	
<p>対人切符売り場 蹴込みがない。</p>	<p>路線案内図・料金表・時刻表 見上げるのが大変。平日でも休日用も電気が点いているため、見間違う。</p>

### 3. 生活関連施設、生活関連経路および重点整備地区の区域の設定

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は、多数の公共・公益施設や商業施設、金融機関など、生活に密接した施設が立地しています。また、複数のホテルも立地し、神宮（外宮）にも近いため、来訪者も多い地区です。

このため、市民の生活動線および来訪者の観光動線を考慮し、一体的にバリアフリー化を進めていく必要があることから、伊勢市バリアフリーマスタープランに定める生活関連施設および生活関連経路を、本基本構想における生活関連施設および生活関連経路に位置づけます。また、移動等円滑化促進地区の全域を重点整備地区として位置づけます。

#### ①生活関連施設

項目	施設名
旅客施設	伊勢市駅（JR・近鉄）、宇治山田駅（近鉄）
官公庁	伊勢市役所、津地方裁判所伊勢支部、津地方法務局伊勢支局、伊勢税務署、伊勢法務合同庁舎
金融機関等	三十三銀行伊勢支店、みずほ銀行伊勢支店、百五銀行伊勢支店、日本政策金融公庫伊勢支店、三菱UFJ銀行伊勢支店、桑名三重信用金庫伊勢支店、東海労働金庫伊勢支店、伊勢外宮前郵便局
商業施設	伊勢神泉、伊勢シティホテルアネックス、伊勢パールピアホテル、伊勢シティホテル、コンフォートホテル伊勢、三交イン伊勢市駅前
子育て支援施設	マリアこども園、明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（伊勢市観光文化会館）、伊勢市民活動センター、伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮、外宮前観光案内所
路外駐車場	伊勢敬駅前駐車場、伊勢有料駐車場

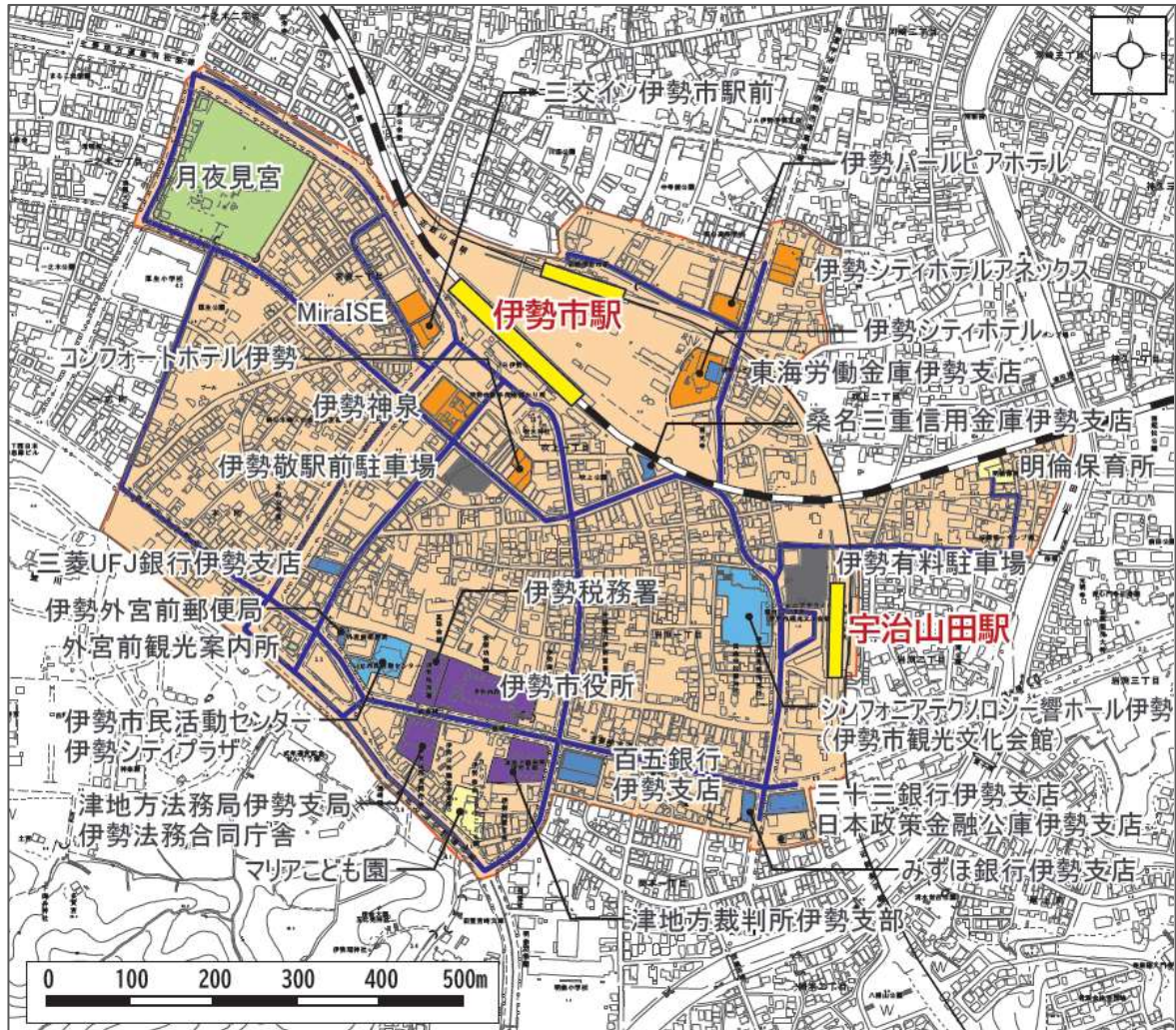
#### ②生活関連経路







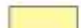



項目	道路名
県道	鳥羽松阪線、伊勢磯部線、伊勢南島線、宇治山田港伊勢市停車場線
市道	北口線、岡本吹上線、岡本岩渕3号線、外宮参道線、本町宮川堤線、世木社文庫線、宮後1丁目1号線、藤社御園線、吹上2丁目6号線、吹上2丁目7号線、岩渕吹上4号線、神路線、外宮二見線



③重点整備地区

■重点整備地区 区域図



凡例	
	生活関連経路
	旅客施設
	官公庁
	金融機関等
	商業施設
	子育て支援施設
	教育文化施設
	観光施設
	路外駐車場
	重点整備地区

# 第3章 特定事業等

## 1. 整備目標時期

---

重点整備地区内において、第2章で示した課題に対応し、生活関連施設および生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備していくための特定事業およびその他の事業を位置づけます。

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、具体的な整備事業内容を設定し、内容により短期・長期の2段階で整備目標時期を定めます。

### ■整備目標時期の設定

短期	令和9年度まで
長期	令和10年度以降

## 2. 特定事業

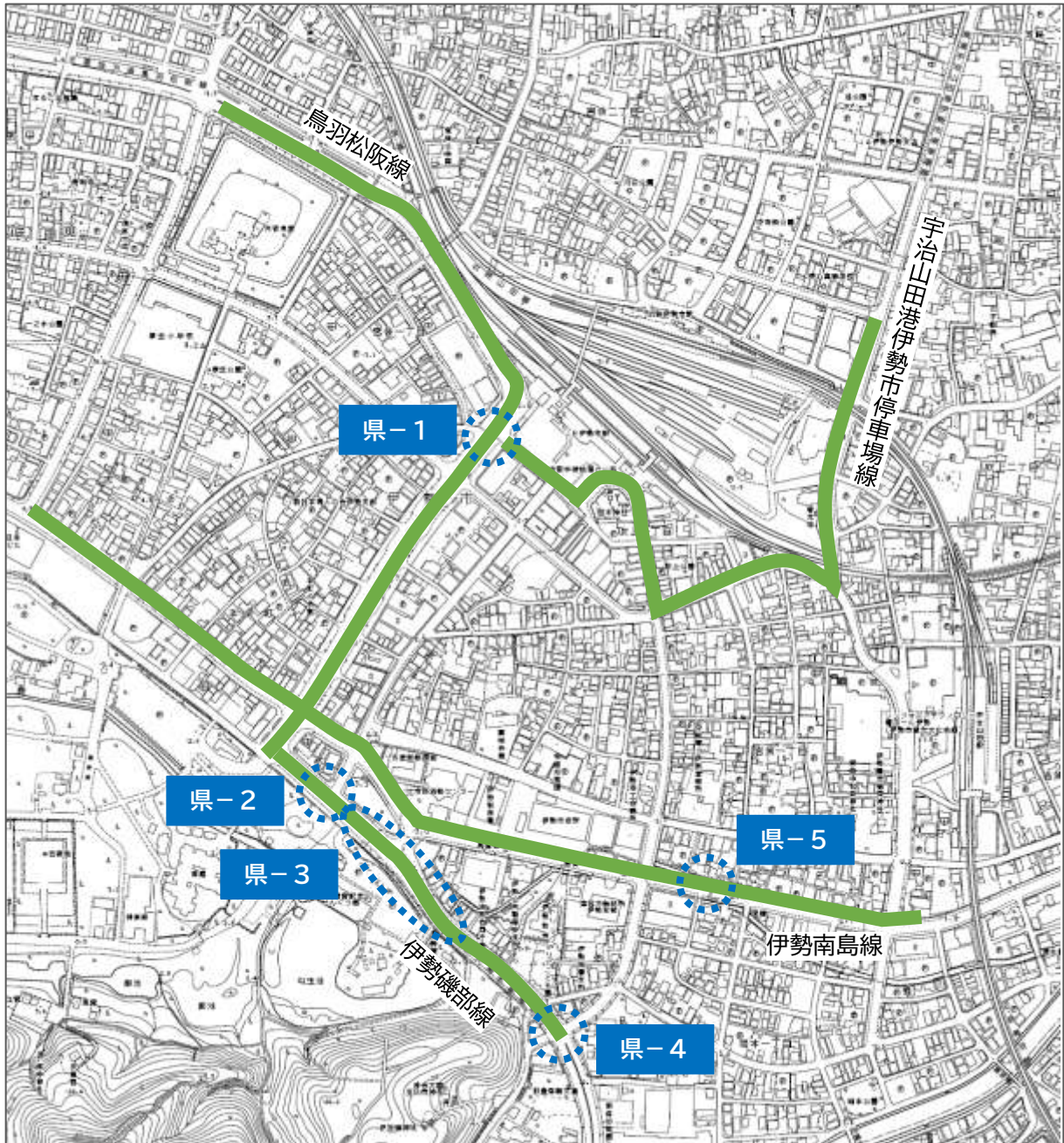
### (1) 道路特定事業

#### ① 県道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
鳥羽松阪線	県-1	歩道	段差の解消	三重県	短期
伊勢磯部線	県-2	視覚障がい者 誘導用ブロック	横断歩道前後への敷設		短期
	県-3		未整備区間への敷設		短期
	県-4		横断歩道前後の交通安全施設 との干渉部敷設替え		短期
伊勢南島線	県-5	歩道	幅員の拡幅		長期
	全区間	歩道	段差の解消		長期
	全区間	視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設		長期



■道路特定事業（県道） 位置図

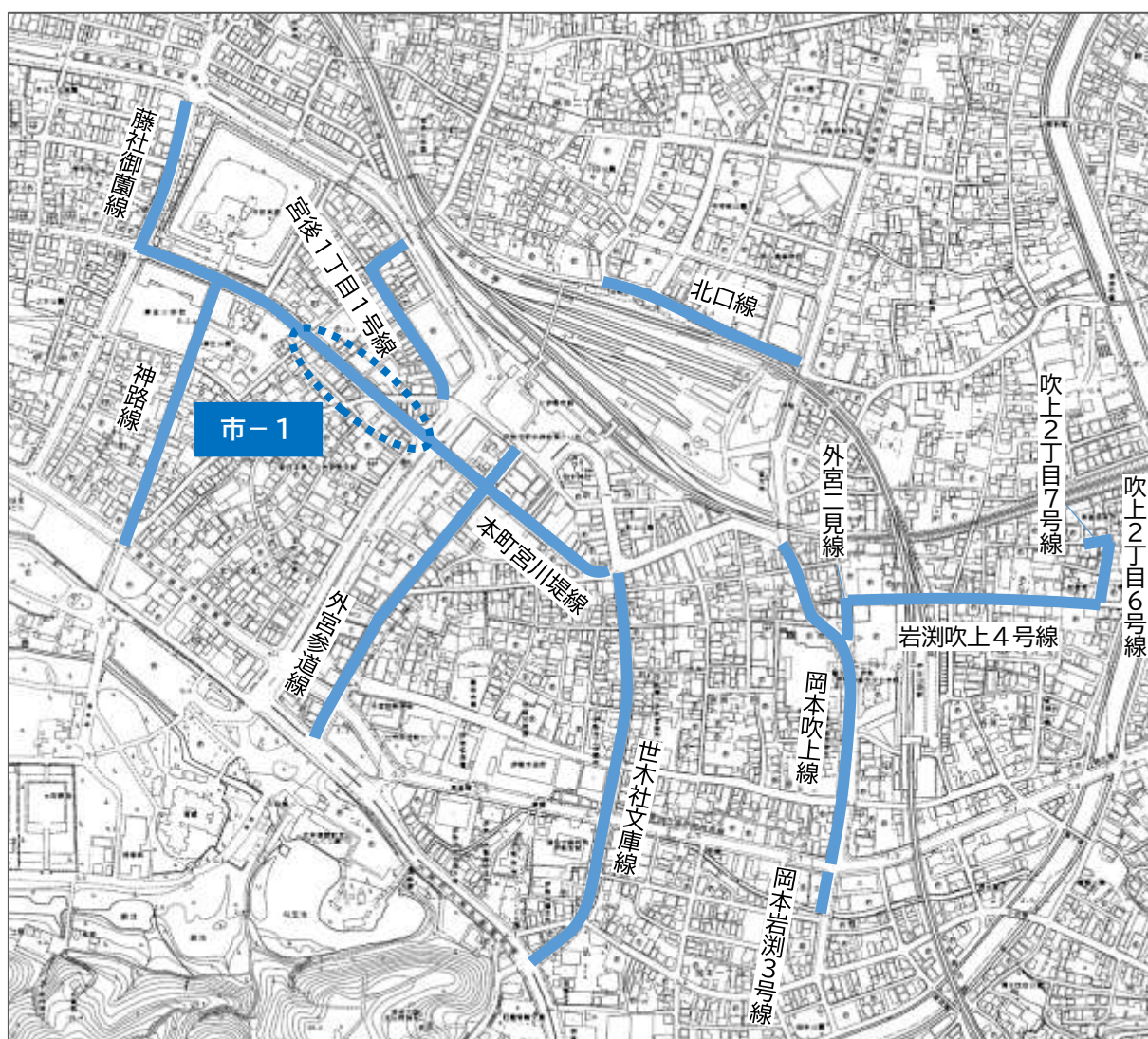




②市道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
本町宮川堤線	市-1	視覚障がい者誘導用ブロック	未整備区間への敷設	伊勢市	短期

■道路特定事業（市道） 位置図



(2) 公共交通特定事業

…鉄道、バス

(3) 交通安全特定事業

…信号機、横断歩道



次回協議会（10月27日開催）にて協議予定